

二戸市パークゴルフ場条例

(設置)

第1条 市民の健康増進若しくはヘルスケア、スポーツの振興及び世代間の交流の促進を図るため、二戸市パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 パークゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
二戸市パークゴルフ場	二戸市浄法寺町野黒沢 123 番地 1

(休場日)

第3条 パークゴルフ場の休場日は、次のとおりとする。

(1) ~~水曜日~~火曜日、水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる時は、その翌日）

(2) 1~~月~~2月 21 日から翌年~~4~~3月 20 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休場日以外の日において臨時に休場し、又は休場日において臨時に開場することができる。

(開場時間)

第4条 パークゴルフ場の開場時間は、午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。ただし、市長および副市長が必要と認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(使用許可)

第5条 パークゴルフ場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、パークゴルフ場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

第5条の2 枝条の追加

(使用の制限)

字句を加える

字句を削る

字句を改める

字句を加える

枝条の追加

第6条 市長は、パークゴルフ場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

号の追加

(2) 入場料、寄附金その他いかなる名義を問わず料金又はこれに類するものを徴収するとき

~~(2)~~(3) 施設若しくは設備等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

号の繰下げ

~~(3)~~(4) その他パークゴルフ場の管理上適当でないと認めるとき。
(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則その他の規定に違反したとき。

(2) 第5条第1項の許可を受けた後において、前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第5条第2項の条件に違反したとき。

号の削除

~~(4) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。~~

(4) 削除

(5) 災害その他不可抗力により、パークゴルフ場の管理上緊急やむを得ない理由が発生したとき。

(6) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

~~(使用料の減免)~~

~~第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。~~

条を削る

(使用料の不還付)

~~第10条~~第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

~~第11条~~第10条 使用者は、パークゴルフ場の使用が終了したとき、又は第7条の規定による使用許可の取消し若しくは使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(損害賠償等)

~~第12条~~第11条 使用者は、施設若しくは設備等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

~~第13条~~第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第8条関係)

区分		使用料		
		施設		用具
		1日券	シーズン券	貸しクラブ・ボール1組
個人使用する 場合	小・中学生	100円	1,000円	100円
	一般	300円	5,000円	200円 500円
団体使用する 場合 (20人以上)	小・中学生	80円	— 10,000円	80円
	一般	240円	—	160円

別表の改正